

## 第662回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 4月 9日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）輸出許可後の価格・数量等の訂正に係る取扱いの見直しについて

業務部 内山 統括審査官（通関総括第1部門）

（2）記載事項漏れなどの不備のある原産地証明書の取扱いの検討について

業務部 柿原 原産地調査官

（3）インターネットによる事前照会に対する回答の手続等の見直しについて

業務部 久保 首席関税鑑査官

4、その他・連絡事項等

.

開催予定日 平成25年 5月 8日（水） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

# 輸出申告に関するお知らせ

## 輸出許可内容の変更手続を明確化しました

### 価格未決定貨物の価格変更手続の取り扱い

- 価格未決定貨物の申告価格算出ルールを明確化しました。  
具体的には、製造原価等に通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、これにより算出できない場合には、過去3ヶ月以内に同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額とします。
- このルールに従い申告された総価格が決済額と差を生じ、その差額が100万円未満又は少ない方の額に対して10%未満である場合は、価格変更手続を省略することができます。

### 輸出申告価格を誤った場合の取り扱い

- 輸出申告価格を誤った場合、原則訂正を必要とすることを明確化しました。  
ただし、輸出申告書に記載した価格及び本来記載すべきであった価格がいずれも20万円未満である場合、または輸出申告書に記載した価格及び本来記載すべきであった価格の各欄部毎の価格差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略することができます。



**価格変更・訂正が省略できる場合でも、  
申し出れば価格変更・訂正手続を行う  
こともできます！**

【本件に係るお問い合わせ先】

横浜税関業務部通関総括第1部門 電話：045-212-6150

平成 25 年 4 月 1 日

## 記載事項漏れなどの不備のある原産地証明書の取扱いの検討について

1. 経済連携協定(EPA)に基づく税率を適用するために、原則として輸入申告の際に、原産地証明書(一部の EPA においては原産地申告を含む。以下同様)の提出が必要になります。原産地証明書は、記載事項漏れなどの不備がないことが必要ですが、現実には、記載漏れなどの不備があることから無効となる原産地証明書が散見されます。
2. 平成 25 年 1 月の関税・外国為替等審議会関税分科会の論点整理において、原産品であることについて引き続き的確に確保しつつ輸入者の利便性も向上するような方策について検討することとされたことを契機として、不備のある原産地証明書の取扱いについて、以下を実施することを検討しています。なお、検討及び税関における準備のための期間が必要であることから、平成 25 年 10 月(目途)の実施を予定しています。
  - (1) 原産地証明書の不備の取扱いの詳細について、明確化し、公表すること。
  - (2) 不備のある原産地証明書の取扱いについて、例えば以下のような場合についても、今後、新たに有効として取り扱うこと。
    - ① インボイス番号又は特惠基準の脱落等については、有効として取り扱っていませんが、不備が原産地証明書の真正性に直接関係する項目(印影、発給年月日、発給番号等)以外で、当該貨物について文書による原産地に関する事前教示を得ている等原産品であることを輸入者の方が資料により明らかにできる場合には有効として取り扱う
    - ② 第三国インボイスに関する記載の脱落等については、有効として取り扱っていませんが、取引関係書類にて輸入貨物の同一性が確認できる場合には有効として取り扱う
    - ③ 遡及発給の旨、又は再発給の旨の脱落等については、有効として取り扱っていませんが、原産地証明書が真正に発給されたことに疑義がない場合は有効として取り扱う
3. また、一般特惠についても、上記 2. と同様に実施することを検討しています。
4. 輸入者、通関業者におかれましては、引き続き不備のない原産地証明書を取得され、輸入申告前に原産地証明書の記載内容等を必ずご確認ください。
5. 詳細について決まり次第、皆様にお知らせします。なお、本件についてご不明な点がある場合や、入手した原産地証明書に不備がある場合等には、最寄りの税関の原産地調査官までご相談ください。

- 函館税関業務部原産地調査官:0138-40-4256
- 東京税関業務部原産地調査官:03-3599-6527
- 横浜税関業務部原産地調査官:045-212-6174
- 名古屋税関業務部原産地調査官:052-654-4205
- 大阪税関業務部原産地調査官:06-6576-3196
- 神戸税関業務部原産地調査官:078-333-3097
- 門司税関業務部原産地調査官:050-3530-8369
- 長崎税関業務部原産地調査官:095-828-8665
- 沖縄地区税関業務部門原産地調査官:098-862-8692

財務省関税局関税課  
原産地規則係

# インターネットによる事前教示照会の 取扱いの変更について

H25.4.1～実施

(財関第222号 H25.3.12)

## 変更の主なポイント

インターネットによる照会のうち、一定の条件(※)を満たすものについては、文書による照会と同様、輸入申告の際に尊重される回答書を受取ることができるようになります。

《(※)①～④全ての条件を満たすものが対象》

- ①インターネット用の様式(C第1000号-13(関税分類)又はC第1000号-16(原産地))に押印又は署名し、画像情報(PDF等)とした照会であること
- ②具体的な(架空の貨物でない)照会であること
- ③サンプル及び追加資料の提出等が不要であること
- ④関税分類の一つの細分又は一つの原産地に確定した文書回答が可能と認められること

なお、回答書は、郵送又は照会者が希望する税関官署(日本全国可能)で受取ることができます。

- ・現行の、口頭による照会と同様の取扱いも、引き続きご利用できます。
- ・税関ホームページの分類事例も充実しておりますので、ご利用ください。

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

# 関税分類及び原産地に係る事前教示の通達改正のイメージ

## 関税分類及び原産地に係る事前教示

